

平成21年2月17日から
平成21年2月17日まで

標 茶 町 議 会
第 1 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町議会議場

平成21年標茶町議会第1回臨時会会議録目次

第1号(2月17日)

開会の宣告	2
開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	2
会期決定について	2
行政報告及び諸般報告	2
議案第1号 標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	3
議案第2号 平成20年度標茶町一般会計補正予算	5
閉議の宣告	10
閉会の宣告	11

平成21年標茶町議会第1回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成21年2月17日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第 1号 標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第 5 議案第 2号 平成20年度標茶町一般会計補正予算

○出席議員（15名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 田 中 進 君 | 2 番 黒 沼 俊 幸 君 |
| 3 番 越 善 徹 君 | 4 番 伊 藤 淳 一 君 |
| 5 番 菊 地 誠 道 君 | 6 番 後 藤 勲 君 |
| 7 番 林 博 君 | 8 番 小野寺 典 男 君 |
| 9 番 末 柄 薫 君 | 10 番 館 田 賢 治 君 |
| 11 番 深 見 迪 君 | 12 番 田 中 敏 文 君 |
| 13 番 川 村 多美男 君 | 14 番 小 林 浩 君 |
| 15 番 平 川 昌 昭 君 | |

○欠席議員（1名）

- 16 番 鈴 木 裕 美 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|---------|-----------|
| 町 長 | 池 田 裕 二 君 |
| 副 町 長 | 及 川 直 彦 君 |
| 総 務 課 長 | 玉 手 美 男 君 |
| 企画財政課長 | 森 山 豊 君 |
| 住 民 課 長 | 妹 尾 昌 之 君 |
| 教 育 長 | 吉 原 平 君 |

○職務のため出席した事務局職員

- | | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 佐 藤 吉 彦 君 |
| 議事係長 | 中 島 吾 朗 君 |

(副議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○副議長（平川昌昭君） ただいまから平成21年標茶町議会第1回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員15名、欠席1名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○副議長（平川昌昭君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（平川昌昭君） 日程第1。会議録署名議員の指名を議題といたします。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、副議長から
6番・後藤君、 7番・林君、 8番・小野寺君
を指名いたします。

◎会期決定について

○副議長（平川昌昭君） 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○副議長（平川昌昭君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を議題といたします。
町長から、本臨時会招集理由とあわせ、行政報告を求めます。
町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 第1回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず初めに、本臨時会の招集理由についてでございますが、標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正及び平成20年度標茶町一般会計補正予算について議決をいただきたく、本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

第4回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付

のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の二点について補足をいたします。

一点目は、町立病院改革プランの策定終了についてであります。

総務省の公立病院改革ガイドラインに基づく町立病院改革プランは、昨年7月に素案を策定以降、院内・庁内はもとより病院運営委員会、福祉施策検討委員会、まちづくり推進委員会、民生児童委員協議会、町内12地域での懇談会、そして最終的に昨年12月10日開催の議員協議会で、改革プランの説明と意見交換をさせていただき、策定を終了し、原案どおり昨年12月25日付で釧路支庁へ提出致しましたので、ご報告致します。

また、改革プランの住民への公表につきましては、広報しべちゃ2月号に掲載したのを始め、病院ホームページにも掲載しておりますことを併せてご報告致します。

二点目は、在沖縄米軍による県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施に係る対応についてであります。

去る1月28日、防衛省より2009年度の訓練計画が公表されたことを受け、「矢白別演習場関係機関連絡会議」として、北海道防衛局並びに防衛省に対し要請を行いましたので、ご報告申し上げます。

2009年度の訓練計画では、本年6月から来年2月までに東富士、矢白別、北富士、日出生台の各演習場で実施するとの内容であり、訓練実施に当たり、分散実施のあり方、夜間の実弾射撃訓練の自粛、情報の事前通知、規律保持、騒音対策の五項目について要請を行ったところであります。

とりわけ、2年連続して矢白別のみの実施であったことや、昨年の訓練公開取り止めなどの状況をかんがみ、次の三点を強調し、要請を行ったところであります。

一点目は、特定の演習場だけに訓練が集中することなく、分散実施の趣旨に則して訓練が実施されること。

二点目は、訓練内容の事前説明や訓練の公開を行うなど、できるだけ詳細な訓練情報が提供されること。

三点目は、訓練に関し変更事項が生じる場合は、地元と事前に協議をすることです。

今後につきましても、住民生活の維持安定を図るべく、動向を注視し、必要な行動を行ってまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○副議長（平川昌昭君） 副議長から、諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案第1号

○副議長（平川昌昭君） 日程第4。議案第1号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第1号の提案趣旨ならびに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、特定家庭用機器再商品化法施行令が改正され、リサイクル家電の追加とともに、法制執務上の整理も必要なことから提案するものであります。

なお、施行日につきましては平成21年4月1日からであります。

以下、内容について説明いたします。

議案第1号、標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表2を次のように改める。

別表2は区分ごとの改正と文言の改正があるため、全部改正とさせていただきます。議案説明資料で説明をさせていただきます。

ユニット形エアコンディショナーの欄では、室内用を室内機に、室外用を室外機に、テレビジョン受信機の欄では、液晶式及びプラズマ式の追加とともに、映像方式の明記及び20インチ未満を20型未満に、20インチ以上を20型以上に表示を改め、電気冷蔵庫の欄では電気冷凍庫の追加、電気洗濯機の欄では、衣類乾燥機を追加し、備考欄では一台を一個に改めるものであります。

本文に戻ります。

別表2（第13条関係）。

収集運搬手数料。

（単位：円）。

区分、町が戸別収集するとき、町の指定する集積場所まで自己搬入するとき。

ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、室内機、800円、250円。室外機、1,650円、650円。

次ページへまいります。

テレビジョン受信機のうち、ブラウン管式のもの、液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）及びプラズマ式のもの。20型未満、750円、150円。20型以上、1,450円、450円。

電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、150リットル未満、900円、300円。150リットル以上、1,550円、550円。

電気洗濯機及び衣類乾燥機、1,750円、750円。

備考。

上記の収集運搬手数料は、1個当たりの単価（消費税を含む。）である。

附則。

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

以上で、議案第1号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○副議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 町が個別収集するときというのは、わかるのですが、町が指定する集積場所まで自己搬入するときというのは、何処をさしているのか。

○副議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 町の指定する集積場所へ自己搬入するときというのは、町のクリーンセンターに自己搬入をしていただき、一定の量が集まったときに搬出するということになってございます。

○副議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号は原案可決されました。

◎議案第2号

○副議長（平川昌昭君） 日程第5。議案第2号を議題といたします

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 議案第2号の提案趣旨ならびに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成20年度標茶町一般会計補正予算（第4号）であります。国によります景気後退からの生活者の不安にきめ細かく対処するための、家計への緊急支援を行うことによる地域経済対策として、先般打ち出されました定額給付金並びに幼児期の複数の子を抱える世帯への子育て支援を目的とする、子育て応援特別手当にかかる国の第2次補正予算が成立し、各自治体においては年度内支給を目途とし準備を進めているところであり、それらに関する予算を補正するのがあります。

補正額につきましては、歳入歳出それぞれ141,822千円追加し、総額を9,923,116千円にしたいというものであります。

内訳といたしましては、2月1日を基準日とし、定額給付金ではすべての町民が対象となり、18歳未満並びに65歳以上の対象者につきましては一人につき2万円、それ以外の対象者につきましては、一人につき1万2千円で、事務費も含めまして1億3,713万円、子育て応援特別手当は、第二子以降で三歳から五歳が対象でありまして、事務費も含めまして4,692千円となっております。

なお、当該給付金につきましては、自治事務として執行いたしますが、かかる経費につきましては、全額国の交付金で賄うものであります。

ただし、ご案内のとおり現在関連法案を審議中でありまして、給付に向けた事務については、先行して行わなければなりません。万が一成立しない場合には、財源がないことから、定額給付金並びに子育て応援手当の支給については、見送ることを前提としていることもご承知おきをいただきたいと思います。

以下、内容についてご説明申し上げます。

平成20年度標茶町一般会計補正予算（第4号）。

平成20年度標茶町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141,822千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,923,116千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものであります。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略）

なお、第1表歳入歳出予算補正につきましては、これまでの説明と重複いたしますので省略をさせていただきます。

以上で、議案第2号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○副議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

歳入歳出予算の補正、歳出について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 今ですね、定額給付金の関係、国のほうももめているようでございますけれども、この歳出にあたってですね、この例えば所得制限だとか、それから、いわゆる例えば現金で窓口で払うとか、振り込みがあったりとか、いろいろあると思うのですが、その辺はですね、子育ての関係は、これはこれで課税かなんかになるのではないかと思うのですが、その辺はどんなふうになっているの。

○副議長（平川昌昭君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

まず、所得制限については設定することを想定はしてございません。それから、支払い方法についてなんですけれども、これはあくまで申請が前提となっておりまして、申請を受けた後、基本的には重複給付等のトラブルを避けるために、指定された口座への振り込みを予定してございます。

ただ、対象者の中には、万が一その口座等が設定されていないという部分があった場合には、特に町長が認めた場合ということで、その辺を確認しながら、対処の方法も考慮していくということで、ご理解いただきたいと思っております。

それから、課税対象という部分でありますけれども、まず私のほうから、定額給付にに関してのみお答えいたしますが、定額給付につきましては、課税の対象となっておりますし、生活保護の部分につきましても、収入認定の対象外になっているということでご理解いただきたいと思っております。

○副議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 子育て応援特別手当につきましては、所得税・個人住民税の取り扱いは、一時所得という取り扱いとなっております。

ただ、一時所得としての取り扱いになるため、50万円の特別控除があります。他に一時所得がない場合でありますと、ほとんどの方は、一般的には課税が発生しないというふうには考えております。

○副議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

7番・林君。

○7番（林 博君） 今回、住民からの申請のもとに給付ということだと思っておりますけれども、申請漏れが発生するというような想定は考えられないのか。もし、そういうことがあった場合、どういうふうにしきつとした対応をしていく予定をしているのか、ちょっと伺いたいと思っております。

○副議長（平川昌昭君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

これにつきましては、各世帯に対するそれぞれ今、予算の中にもありましたが、システムを作りながら、対象者それからその世帯の対象者すべてについて、印字をした中で送るといふことで考えてございます。それと、周知については、受付につきましては申請開始後から6ヵ月間というふうになってますので、それについては随時周知をしていきたいなあとというふうに思ってますし、個人に対する周知もありますでしょうし、もしかすると高齢者の方とかの部分では、例えば民生委員さん含めまして、そういう形で対応していくようなことも含めて、極力、漏れがないような形でいかに配慮してまいりたいというふうに考えてますのでご理解いただきたいと思います。

○副議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 今のでだいたいわかったのですが、やっぱり心配なんですよね。特に独居高齢者のような場合ね。それから、そのほかのケースもね、しばしば見受けられるので、ぜひ6ヵ月以内ということなのですが、先ほど課長から説明なされた内容でいえば、通知をする、申請が返ってくる、まだ、三々五々来るわけですよね。まだ残っているよというところを精査きちんとしながらね、漏れないようにという心遣いはあるのかどうか、それをひとつ聞きたいと思います。

それから、例の子育て支援のほうなのですが、これも複雑な言い回しでちょっと迷ったのですが、第二子以降ということで、第一子の年齢の上限というのは関係ないのでしょうか。18歳と違ってちらっと聞いたような気がするのですが、その第一子が20歳で第二子が5歳なんていう場合はオーケーなのかどうか、それを聞きたいのと。

それから、問題は詐欺の被害がね取りざたされているのですけれども、この辺はどういうふうを防ぐ考えでいるのかっていうようなこと。

以上です。

○副議長（平川昌昭君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

前提としては、これはもうあくまでも申請行為ということなんで、強制という形にはならないと思います。ただ、先ほど言いましたように、その周知方法、その広報等もありますけれども、もう少し身近な形の周知方法というような、そういうものも考慮しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、振込詐欺に対するご心配ということだと思いますが、まず、今現状では、ホームページでまず一つは立ち上げてます。それともう一つは、3月に広報の中で周知を行うこととしています。それ以外にも今後、具体策も含めまして弟子屈警察署と協議しながら、それらの対応については進めてまいりたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○副議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 子育て応援特別手当の交付金の対象となる子供のことでござ

いますが、基本的に世帯に属する3歳以上18歳未満の子供ということが対象で、かつ、第二子が就学前3学年ということになっております。簡単に申しますと、今年入学する子供、それから来年入学する子供、それから再来年入学する子供で上に第一子18歳未満の子供がいる場合というかたちになりますけれども、今ご指摘いただきましたように、そういう面では特別手当につきましては、就学前ということでございますので、幼稚園・保育園等の保護者に対しまして、また別な手立てで周知を図って、申請漏れのないようなかたちを図っていきたいというふうに考えております。

○副議長（平川昌昭君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 定額給付の場合はね、かなりどのように配られてどういうふうに連絡くるんだかっていうのは、わかんないのは、まだやっていないからわからないんだと思うんですね。しかし、定額給付金の存在はね、大方の町民がわかっていると思うのですけれども。子育ての方はね、僕も聞いて回ったのですけれども、ほとんどが知らないですよね、これは。だから、特段やっぱりここ部分については、人数も限られているわけだしね、特に第一子が18歳未満なんていうのはさ、なんでそんな制限付けたのかね、よく理由がわからないんですけれども、それもわかっていたら教えてほしいんですけれどもね。この点についてもねかなり子育てのほうはね、わからない人が多いということで、特別に配慮して取りかかっていたきたいなというふうに思っています。

○副議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 子育て応援特別手当の18歳の上限でございますが、一応国のほうでは18歳を超えると一応就職して就労しているということでありまして。特に現在は高校への進学率が非常に高いということで、18歳未満については就学している状態の子供が多いということで18歳未満というふうに規定をされたというふうに考えております。

それから、先ほども申し述べましたが、子育て応援特別手当については非常に知らないということでございます。マスコミ等の報道でもこの定額給付金の影に隠れてなかなか出てこないわけですけれども、これにつきましては先ほども申しましたように、幼稚園・保育所それから一定度子どもでも教育委員会とも連携しながら、学校でできる部分等も考慮しながらですね、申請漏れがないように対応していきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○副議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） その定額給付金のことなのですけれども、基本的にはですね、口座振り込みというかたちをとるとのことなのですけれども、大抵はですね一世帯でいくとだんなの名前でもって口座は作ってあると。奥さんの名前で二つ必ずあるとは限らないと、そういう場合についてですね、いろんなかたちがあるとは思いますが、家庭内の不和だとか、そういうような問題も生じてきて結果的にはだんなの口座に振り込まれたということが、果たしていいのか悪いのかという問題も起きらないとは限らないのでね。

それと、もう一つには本人が申請をするということなのですが、本人の申請ということは、受け取るか受け取らないかということをお先に発送するという事なんですか。その辺のことちょっとお願いします。

○副議長（平川昌昭君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

まず、対象者につきましては、町民すべてということになりますが、申請者については、その対象者が属する世帯の世帯主ということで、まず基本的な形がございます。それで申請書を送付いたしますが、申請書に基づいて申請するかしないかは本人の意思になるというふうに思っております。

それから、家庭の中でそれぞれ世帯主の方に交付していいのかどうかという、そのようなご心配だと思います。特異なケースだと思いますけれども。その場合には、今、想定します給付規則の中で、世帯主のほかに家庭の事情も含めまして、町長が特に認めた場合ということの中で整理をしていきたいというふうに思っています。その中では、重複交付にならないような配慮も十分しながら、その家庭の事情等も勘案して事務は進めてまいりたいというふうに考えてますので、ご理解いただきたいと思っております。

○副議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（平川昌昭君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○副議長（平川昌昭君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎延会の宣告

○副議長（平川昌昭君） 以上で、平成21年標茶町議会第1回臨時会を閉会いたします。

（午前10時34分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会副議長 平 川 昌 昭

署名議員 6番 後 藤 勲

署名議員 7番 林 博

署名議員 8番 小野寺 典 男